

小川村造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、感染症の発生及びまん延の防止を図るため、小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植（自家移植を除く。）により、移植前に接種した定期予防接種ワクチンによる免疫の消失が想定され、ワクチン再接種が必要と医師が認めた20歳未満の者を対象として、予算の範囲内で助成金を交付することについて、小川村補助金交付規則（昭和52年3月31日規則第2号）（以下「規則」という。）に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「造血細胞移植」とは、骨髄移植、末梢血幹細胞移植及びさい帯血移植をいう。

(助成対象者)

**第3条** この助成金の交付の対象となる助成対象者は、次の各号に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植により移植前に接種した予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンによる免疫の消失が想定され、ワクチン再接種が必要と医師が認める者
- (2) 当該予防接種を受ける日において、20歳未満であり、村内に住所を有する者

(対象予防接種)

**第4条** この助成金の交付の対象となる予防接種は、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとし、接種費用には抗体検査や医師が記載する理由書等の文書料は含まない。

- (1) 予防接種法第2条第2項で定められた疾病にかかる予防接種であること。
- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）（以下「実施規則」という。）の規定によるワクチンであること。
- (3) 造血細胞移植前に予防接種法、実施規則及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）（以下「施行規則」という。）の規定に基づき実施された予防接種ワクチンの免疫が造血細胞移植により消失した可能性が高く、ワクチン再接種が必要と医師が認める予防接種であること。

(交付額算出方法)

**第5条** この助成金の交付額は、医療機関へ支払った予防接種料（消費税を含む。）とし、当該予防接種料はワクチン再接種を実施した日の属する年度において小川村が一般社団法人長野県医師会と契約した「予防接種市町村間相互乗入れ業務委託契約」の委託単価を上限とする。

（交付申請）

**第6条** 助成を希望する保護者は、小川村造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- （1） 小川村造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金に関する主治医意見書（様式第2号）
- （2） 母子健康手帳（ワクチン再接種が必要となる以前の定期予防接種の履歴が確認できるものに限る。）又は当該履歴が確認できるものの写し

2 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成対象者であると決定した場合は、小川村造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金対象者認定通知書（様式第3号）を、また、助成対象者でないと決定した場合は小川村造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金対象者不認定通知書（様式第4号）を交付する。

（交付方法）

**第7条** この助成金は償還払（申請者が医療機関において予防接種を受け、その費用を支払った後に、村長へ申請することにより補助する方式）によるものとする。

（請求方法）

**第8条** 認定通知書の交付を受けた保護者は、小川村造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて村長へ請求するものとする。

- （1） ワクチン再接種費用の領収書原本（対象者の氏名、接種日、ワクチン名、料金及び医療機関名が記載されたもの）
- （2） 振込先金融機関口座が確認できる書類

（請求期限）

**第9条** この助成金の請求期限は助成対象となる予防接種を再接種した日から1年以内とする。

（健康被害が生じた場合の取扱い）

**第10条** 本要綱による予防接種は、保護者の希望と医師の責任と判断によって行われる任意の予防接種であり、万が一健康被害が生じた場合は、村が責任を負うものではない。健康被害の救済手続は、保護者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して行う。

（不正受給の場合の取扱い）

**第11条** 虚偽の申請その他不正な手段により、村に不正な助成金を支出させた者は、当該助成金を

返還しなければならない。

(補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以後に行った助成対象者に係る再接種について適用する。